

小口零細保証(零細分)

制度の特徴

小規模事業者を対象とした責任共有対象外の県制度です。

対 象 者	原則として、1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営む下記小規模企業者 1.常時使用する従業員20人以内（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人以内） 2.事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの 3.特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの 4.特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの 5.医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
保 証 限 度 額	2,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
据 置 期 間	1年以内
金 利	1.70%以内
保 証 料	0.13~1.34%
担 保	原則不要
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)